フランス第三共和政期の植民地住民の 法的地位に関する予備的考察¹

松沼美穂

- 1. フランス史・帝国史・法制史―問題の所在
- 2. 共和国の国民の定義
- 3. 植民地における国籍と市民権
- 4. 植民地住民の国政参政権
- 5. インドとセネガルの国政有権者に関する例外
- 6.「フランス」の境界と植民地

1. フランス史・帝国史・法制史―問題の所在

19世紀後半以降の帝国主義の時代において、植民地支配の拡大・強化と国民国家統合とが相互補完的な意味をもって進められたという問題は²、こんにち植民地主義をめぐる歴史的考察の重要な対象となっている。以前は国内史の領分と考えられてきた「ナショナル・アイデンティティ」「国民国家建設」「国民統合」といったテーマが、植民地を含む視野のもとに置きなおされ、帝国との関連において国民がどのようなものとして「想像」されたかが検証されつつある。フランス史においては、共和国としての国民国家建設と帝国支配との関連性が問いの核心をなすことになった。すなわち、植民地は共和政民主主義を発展させた国の制度の瑣末な例外ではなく、国民国家フランスの形成にとって不可欠な要素だったのではないかという問題意識である。

本稿は、共和国フランスの国民国家建設と帝国支配との相互補完的な関係について、この二つの歴史的運動が同時並行的に進んだ第三共和政 (1871-1940) 期の植民地住民の法的地位を切り口として、考察しようとする試みの出発点に位置する。国民国家建設の過程は、国籍法の整備をはじめとして、だれが国民なのかという問題と分かちがたく結びついて進行した。その過程とまさに重な

る時代に征服・統治された植民地の住民を、フランスの主権下に組み入れていった制度およびそれを支えた論理から、国民国家フランスの排除と包摂の境界を読み取ることが目指される。大革命の嫡子として人権宣言と民主主義の祖国を自負した共和国の根幹をなした、国籍や市民権や参政権に関する普遍的平等という理念の、植民地における制度的運用を跡付ける作業を通して、ナショナル・アイデンティティについて考察することが、研究の全体的な展望である。帝国全体に通貫した原則とともに、世界第二の規模に達したフランス植民地帝国内の多様性に起因する個別の対応や例外を、検討していく予定である。本稿はそうした詳細な検討に先立って、共和国によって統治された植民地住民の法的地位に関する一般的原則を理解するとともに、今後考察を深めていくべき問題点を示そうとするものである。

先行研究に関しては、個別の制度や領土を扱ったものについては各々のケースを分析する今後の論稿に譲り、ここではまず植民地史研究全体における法制史の位置づけについて述べることとしたい。植民地住民の国籍や市民権や参政権は法制度上の問題であるが、植民地史研究において法という領域は、長らく周辺的であった。その背景として、旧植民地の歴史に対する学問的関心において、フィールドワークに代表される現地調査に基づくコーパスを重視する民族学・人類学の方法論と、第三世界主義そして社会史への関心とに立脚した、被支配者の声や目線を掬い取り再現しようとする「下からの歴史」への志向が、支配的だったことがある。そこでは法制度は、被征服者に対する抑圧・統治を正当化するために征服者が作り出し押し付けようとした擬制ともいえ、ゆえに植民地状況を生きた人々の真実を明らかにしてくれるものではないとして軽視された。。

しかしここ十数年ほどの間に、博士論文に取り組む若手研究者を中心として、 植民地における国籍や市民権などの法律問題への関心が高まった。植民地での 混血児の法的扱いに関する研究によってこの流れを先導してきたサアダの指摘 を主な参照点としながら、植民地体制において法制度および法学のもった意味 について触れておきたい⁴。

19世紀末以降、植民地をめぐる関心は征服から統治・開発へと移行し、植民地省の創設をはじめとして行政機構が整備されるとともに、統治の手段としての政令 (décret) や布告 (arrêté) が増加した。また同じ時期に開学された国立植民地学校に代表される、統治を担う官吏の養成課程が、法学を教育の中心に位置づける一方でが、一般の大学法学部のカリキュラムにも植民地法が導入されていった。植民地における法制度の研究・教育に携わった専門家たちは、度重なる国籍法改正と国民の定義をめぐる議論に注目しながら、植民地住民の法的

地位に関心を向けた7。

法律家は官吏養成にとどまらず、より広く植民地に関する人文・社会・自然 諸科学の知的生産活動の中心的な推進者でもあった。植民地支配を支持する有 力者と団体のネットワークである「植民地党」もその中核に多くの法曹家を有 し、植民地をめぐる国際交流の主要な担い手も法律家だった⁸。

植民地統治機構において法が重視され法律家が重要な役割を果たしただけではない。植民地化とはまずもって、法システムの輸出であった。サアダが言うように、「法を通じてのみ、通時的支配が可能となる。この要素なくしては植民者の地位は、現地の規範に服さねばならない移民ということになるだろう」。。現地の慣習法が維持される場合でも、何が維持すべき慣習でありどのようなケースにそれを適用するかを決定するのは、支配者の法にほかならない。植民地化とは、被支配者が非主権者および非文明人として国際法システムに組み込まれていく過程だともいえる10。被支配者は宗主国の主権下すなわちその法体系の下に入れられ、その体系内の分類にしたがって割り当てられるカテゴリーや法的資格は、植民地体制下の生活を律することとなり人々のアイデンティティに強い影響を与える11。

以上のような視点に立って法制度を切り口に植民地の歴史を検討しようとする、近年の関心の高まりにおいては、植民地を通してフランス共和政の制度や理念を考察するという問題意識が共有されている¹²。というのも次節でも論じるように、法こそは共和国フランスの国民理念の核をなすからである。

2. 共和国の国民の定義

共和国フランスにおいて、ネイションの構成員すなわち国民は、全員が平等な資格で政治に参加する権利を持つ市民である。市民間の平等を保証するのが、政治参加によって作られる、一般意志の表現としての法である。全ての市民は、みずからがその成立に参与する法にひとしく服することによって、ネイションの平等な構成員となる。このような、法的・政治的に平等な市民の集合体としてのネイションという概念は、大革命期に生まれた理念にその起源をもつ。すなわちアベ・シエイエスは『第三身分とはなにか』において、「国民とはなにか。共通の法律の下に生活し、共通の立法機関によって代表される共同生活体である」と定義していた¹³。そして革命期の諸憲法ではフランス人(Français)の定義のうちに市民(citoyen)の定義が挿入され¹⁴、ナポレオン統領政府期にかけて、フランス国籍は、政治的権利を行使する市民と等値されるようになった。「市民という単語は、フランス人つまりフランス国籍を享受する者を定義するた

めに、互換的にまたは一緒に使われている。同時に他方で「市民」はすなわち、政治的権利を[…]行使する能力を持っている者である。[…](フランス人、市民、能動市民という単語の間の)言葉遣いの動揺 [がみられる]」¹⁵。そしてこのフランス人=市民は、フランスの法を受け容れるという合意に基づき生物学的出自とは切り離されたものとして想定された¹⁶。国籍、市民、法の下の平等を結び付けるこの「共和国モデル」は、大革命の嫡子を自認する第三共和政の中核的な構成原理となった。

一方で第三共和政においては、普通選挙制度に基づく代表制が、政治の理念および制度の根幹をなすようになった¹⁷。全ての市民にひとしく適用されることにより全市民の平等を保障する法を作り上げる作業に、全ての市民が一人一票の平等原理に則って参加する制度は、全員が平等な市民によって構成される国民共同体という概念に実態をもたらす¹⁸。国の住民であることと参政権を結びつけたのは大革命であったが¹⁹、第二共和政(1848-1852)が男子普通選挙制度を定着させ、続く第二帝政(1852-1870)においてもこの制度は政治権力の正当性の源泉であった²⁰。第三共和政において、普通選挙制度に立脚した共和政体の定着とともに、市民としての政治的権利の行使すなわち選挙への参加、とりわけ立法機関の代議員の選出は、国民共同体の構成員のもっとも基本的な属性となった。

普通選挙制度を存在基盤とする国家機構は、その制度への参加者を明確に設定すること、すなわち国民と外国人の明確な区別を不可欠とする²¹。国籍法に代表される、国民と外国人を明確に区別しようとする意志は、共和国そのものを成立させている政治制度の不可避の要請なのである。

フランス国民は、国家の政治的決定すなわち主権の行使に参加するという意味での市民と同義となった²²。共和国による国民統合を通してフランスは、法の下に平等であり政治的権利を行使する「市民の共同体としてのネイション」として自己形成していくことになり²³、国民=市民=参政権という三位一体が成立する。

3. 植民地における国籍と市民権

植民地の住民は外国人を除けば、国籍の点ではフランス人とされた。ある領土がある国の政治権力下に入ることは、国際法上は住民の国籍取得を意味したからである。ところが植民地のフランス人には、市民と非市民という二つのカテゴリーが存在した。市民は原則的には、本国のフランス人と同じ法の適用を受け同じ権利を享受する²⁴。これに該当するのは、「出自によるフランス人およ

びその子孫」(Français d'origine et leurs descendants)と、マルティニク、グアドルプ、ギアナ、レユニオンの住民であった。革命前の旧体制期より奴隷制プランテーションが発達したこれら「旧い植民地」においては、1848年の奴隷制廃止にあたり、解放奴隷を含む全住民が市民と認められたのである。

これに対して非市民とは、フランス法、とりわけ民法 (Code civil) の適用を受けず、慣習法 (coutumes) に従い属人的地位 (statut personnel) を維持すると定義された人々である。結婚や相続など家族関係をはじめとする領域において民法とは異なる規範にしたがう人々は、全員が同じ法の下にあるゆえに平等な市民という原則から外れるので、市民ではない。植民地の「原住民」(indigènes) の大部分がこのカテゴリーに該当する。

共和国の普通選挙制度において参政権を有するのは市民であり、市民でない者は有さない。この原則は、植民地にもあてはまる。市民であるとは、フランスの法に服することである。参政権は市民としての政治的権利の行使である以上、フランス法の適用を受けないゆえに市民でない者は参政権を持たない²⁵。フランス人ではあるが属人的地位を維持し市民ではなく、それゆえに参政権のない人々は、国籍と市民と参政権が等号で結ばれる共和国の基本原則に矛盾する存在であった。植民地は、国民が投票し外国人は投票しないという参政権に関する非常に明確な原則の、根幹に反するものをはらんでいたのである²⁶。

市民でない「原住民」は、行政による恣意的な刑罰を可能にする原住民法 (indigénat)の対象となり裁判手続きによる法的保護を受けない意味でも、無権 利状態に置かれた。フランス人であることを認められているにもかかわらず市 民の資格を拒絶され²⁷、法的劣位にある人々は、従属民 (sujet) とも呼ばれた。属人的地位の維持は、フランスの法や制度を植民地にも適用しようとする同化 主義に対して、在来の伝統文化の維持・尊重を意味するものと位置づけられた が²⁸、伝統と認められる慣習法じたい支配者が選択し創造するものであり、慣習 法の維持が自由を意味するわけではないことはいうまでもない²⁹。

非市民が市民権を取得する方法はたしかにあったが、全ての市民に等しく法が適用されることによって構成員の平等が確保されるという共和国の原則ゆえに、フランス法の適用を受けない属人的地位を維持したままでの市民権取得はきわめて困難であり、市民権と直結した参政権の取得も同様であった。非市民が市民となるための法的手続きは各植民地ごとに定められたが、大枠はほぼ共通していた30。成人年齢に達し属人的地位を放棄することに加え、フランス語の読み書き能力、フランス式高等教育を受けた学歴、軍務や公務員としての職歴によるフランスへの顕著な奉仕の実績といった要素が、市民と認められるための条件だった。そして重要な点は、規定された諸条件を満たした上での市民権

取得の申請が、居住地の市庁に始まり本国植民地省に到るまでの行政機構または司法の認可を受ける必要があったことである。市民になることは、それを望む者が獲得できる権利ではなく、宗主国政府がその資格ありと認定する者にのみ下賜する、特別な恩恵であった。属人的地位の放棄は社会生活からの離脱を意味するため、実際にはそれを放棄しての市民権取得はごく少数にとどまった³¹。

市民権付与の可否の判定に際しては、フランスあるいはヨーロッパ式の生活様式の実践が重視され、そこにはフランス語の読み書き能力に加え、服装、子女の教育、夫婦関係、フランス人との交友関係などが含まれた。共和国の法・政治制度において公権力は原則的に私生活に介入しない。その私生活の領域が植民地では、市民という公的領域における法的地位を決定する要素とされていたわけである³²。革命期の理念において市民権は、法を共有する共同体への参与の意思という政治的・法的な問題だった。しかし植民地では市民権は、フランスの文化・文明への同化を条件とした。ここに市民権は、文化的・エスニック的意味を帯びるに至ったといえる。

市民と非市民が係争関係に入った場合は前者の法が適用された点でも、個人に保証された法的権利と保護の点でも、そして象徴的価値の点でも、市民と非市民は階層的に区別された。この区別は、服する法規範すなわち文化を根拠とし、法の下の平等を原理とする共和国の普遍主義的制度の帰結とされた意味では、生物学的遺伝による人種差別とは異なる。しかし市民権の取得が文化の変更を要求し、かつ宗主国側によって厳しく管理・制限されたことには、文化は個人が選択するものではなく生まれによって「自然に」身に着き、当人の意志によって変更できるものでもないという、決定論的な捉え方が読み取れる。

しかし他方でフランス植民地統治論においては、文化や言語は学習による習得・変更が可能であり、ゆえに服する法体系すなわち文化に基づく人間の区別は、生物学的人種差別とは異なり永久不変のものではないとされた³³。その背景として、フランスの人種理論や軍医学においては、生物学的な遺伝とならんで文化や環境・教育の影響が重視される傾向が強く、英・独で支配的だった純生物学的人種理論とは距離をおいていたことがある³⁴。そこで重視されるのが、学習のために要する時間である。「旧い植民地」の住民が市民である理由を、フランスとの結びつきの歴史の長さに求める説明は広くみられた³⁵。あるいは戦間期のアフリカ統治において、アフリカ人に市民権を与えないのは人種ではなく文化の違いゆえであるという主張が、アフリカ文化の独自の価値を強調する民族学者から、現地文化を尊重した人道的植民地統治を標榜する行政官へと浸透し、そこでは文化の進歩と市民権取得は時間の問題だとされた³⁵。現地人は劣っ

ているのではなく現時点で遅れているに過ぎず、差異は絶対的ではなく時間と 学習の問題だというのは、一見柔軟な考え方である。しかしこの主張は逆に、 いつか変更され得るゆえに不当ではないとして、差別的制度を正当化し温存す る役割を果たすことにもなった。

4. 植民地住民の国政参政権

第三共和政期に国会の上院または下院に議席を有した植民地はマルティニク、グアドルプ、レユニオン、ギアナ、アルジェリア、コーチシナ、仏領インド5所領(établissements)、セネガルの完全都市(communes de plein exercice)37で、有権者は四つの「旧い植民地」ではフランス国籍を有する全男子住民、アルジェリアとコーチシナでは生来のおよび帰化したフランス人(大部分はヨーロッパ系入植者)、セネガルとインドではその住民であった。

植民地代表制もその起源は大革命に遡る38。革命期には、植民地はフランスの 一部ということで国民公会に代表を送り、1794年の奴隷制廃止決議は、肌の色 の区別なしに植民地住民は全員フランス市民として憲法が保障する権利を享受 すると宣言した39。しかしその後、議会における植民地議席は廃止され奴隷制も 復活する。七月王政下の1833年、「生まれながらの自由人、または合法的に自由 を獲得した者は全て、フランス植民地において法の定める民事的権利(droits civils)と政治的権利(droits politiques)を享受する | とする法律が制定され た40。植民地の自由人はここで、民事的権利と政治的権利が意味する市民として の権利を認められたものと、後年解釈されるようになった41。1848年の革命で成 立した第二共和政が奴隷制を廃止し、解放奴隷を市民としかつ植民地にも国政 代表権を認めたことにより、植民地住民の市民権と参政権は直接に結び付けら れた。1852年より第二帝政期を通じて植民地議席は廃止されたが、帝政倒壊を 受けた1870年の選挙制度は第二共和政のそれに倣うことを原則としたため、植 民地議席も復活した。第三共和政初期の変動を経て、1881年以降上記の植民地 議席が定着した。一方それ以外の植民地は国会の議席がなかったため、その住 民は必然的に国政参政権を持たないこととなる。

5. インドとセネガルの国政有権者に関する例外

フランス共和国の根幹をなす国民=市民=参政権という原則に対する重大な 例外となっていた植民地の状況のさらなる例外として、政治家や法律家の注目 を集めたのが、インドとセネガルの有権者であった。両領土ともフランスの進 出の歴史は17世紀に遡る。インドでは広大な領域支配を展開したものの18世紀の英仏抗争でその大半が失われ、大革命・第一帝政期の変動を経てポンディシェリなど5所領がフランスの下に残された。セネガルの都市は、奴隷を主力商品とした貿易港とそれを支えた行政拠点だった。

第三共和政期には、インドの5所領全体で上院と下院に1議席ずつ、セネガルの完全都市は下院に1議席を有し、その議員選挙権を持つのは当該領土の「住民」とされていた。これらの有権者は属人的地位を維持する、つまりイスラームなりカーストなりその他の慣習法なりの法規範の下にありフランス法の適用を受けないにもかかわらず、国政参政権を行使した。この状態は、全員が等しく法の適用を受ける市民であることと国政参政権とが直結する共和国の制度からの逸脱であった。

この状況の原因は、1848年の革命後に第二共和政が定めた植民地の国政代表権と選挙人規定にあった。普通選挙制度の採用を定めた同年3月5日の政令を植民地に適用するための訓令(instruction)は、奴隷制廃止の政令とまさに同日の4月27日に発布されたのであり、人間の普遍的平等という時代精神の反映であった。プロレタリアートはもちろん解放奴隷でさえも排除されない、文字通り普通(universel=普遍的)選挙という理想を実現するときに42、自由人であるインドやセネガルの住民を選挙人から除外するわけにはいかず、彼らの属人的地位については政府も承知していたが、フランス人であるゆえに彼らは選挙人となった。属人的地位よりも、理想の実現のほうが重要だったのである。そして、第三共和政の成立時に、第二帝政によって抑圧されてきた共和政の理想の再興が意識されるなかで、1848年の選挙制度を踏襲するという原則が採用されたことが、インドとセネガルの特殊な状況の源であった43。

しかし、民法の適用を受けないにもかかわらず国政参政権を行使する人々の存在は、共和国の根幹をなす構成員の原則に反する重大な矛盾、異常な状態だという批判が、時代が下るにしたがって増えていった⁴⁴。同時に、フランス法の適用外にありながら参政権を行使する人々は市民なのかという議論が噴出し、市民ではないという法解釈が19世紀末から20世紀初頭にかけて支配的となるとともに⁴⁵、彼らの選挙権を制限しようとする行政的措置や判例が重ねられた⁴⁶。

さらにセネガルでは第一次世界大戦中の1915年、フランス軍の深刻な兵員不足を補うために完全都市で義務兵役制度が実施され、翌1916年、クレマンソー (Georges Clemenceau) の依頼に応えて西アフリカ全域での募兵に尽力することになるセネガル選出下院議員ディアニュ (Blaise Diagne) のイニシアチヴで、セネガルの完全都市出身者とその子孫はフランス市民であると明記した法律

(通称ディアニュ法)が成立した。ディアニュの意図は、完全都市出身のセネガル人は参政権はあっても市民ではないという解釈に抗して、本土のフランス人と平等な市民の地位を確立することだった。この法によってセネガル完全都市出身者は、属人的地位を維持し民法の適用を受けないが、市民であるということになった47。

セネガルとインドの例外規定は、該当する人数からすれば周縁的な現象であったが、帝国支配体制全体に大きな問題を投げかけていた。というのも、アルジェリアをはじめとする他の領土では、現地人が次第に強く要求するようになった市民権や参政権を、属人的地位を理由にあくまで拒絶していたからである。最大の問題となったアルジェリアでは、第二帝政期の1865年の元老院議決(sénatus-consulte)により先住民(ユダヤ人およびムスリム)が市民権を取得する方途がひらかれ、申請および行政による認可のプロセスが規定された。1870年の帝政倒壊直後のいわゆるクレミュー法により、ユダヤ人全体が市民と認められた。外国からの移民の第二・第三世代の帰化を促進する1889年の国籍法がアルジェリアにも適用された結果、入植者の重要な部分を占めていたイタリア、スペイン、マルタなどの出身者はアルジェリア在住フランス市民として定着していくことになった。ところがこの国籍法が先住民ムスリムには適用されなかった結果、ムスリムの帰化(市民権取得)は外国人よりも困難となった。こうしてアルジェリアのムスリムは、みずからが先住者である地において、法的・政治的決定と運営から疎外され、劣位に置かれ続けることになるのである。

この状況を問題視するフランスの政治指導者たちは1880年代以降、アルジェリアでの属人的地位と市民権の両立を模索した。1912年の徴兵制施行から第一次世界大戦にかけて、国防の義務に相応する権利の付与という観点から制度改正が検討された。しかしその帰結である1919年2月4日の法は、ムスリム全員を市民とするものではなく、あくまで個別の認可に固執した。戦争に従軍した者や戦死者の親を市民権申請の候補者として認めたものの、一夫一婦制または独身であることを条件とし、何よりも依然として行政による認可を必要とした。この法は市民権取得を促すものではなく、両大戦間期を通じてその件数は目立った増加をみせなかった。

インドやセネガルの例にならうとすれば、属人的地位を放棄せずとも国政参政権や市民権を認めることも可能となるはずである。実際、「属人的地位を維持したままの帰化」(naturalisation dans le statut)は、アルジェリアのムスリムの政治運動の主要な要求の一つだったが、アルジェリアの政治と行政は第二次世界大戦終結までこれを拒絶し続けた⁴⁸。

6. 「フランス」の境界と植民地

属人的地位ないし慣習法という概念は、実際問題としては宗教と強く関連していた。ここに、第三共和政がカトリック教会の権威と鋭く対峙しながら確立しつつあった非宗教性原則との抵触が含意される。植民地住民の市民権・参政権と宗教との抵触が問題視されるようになるのは、第三共和政期であった。インドとセネガルの住民が国政参政権を認められた1848年の時点では、かつて対英戦争にも大革命にも参加した植民地を、第二共和政の解放と普遍の理想の下に糾合することが重視され、宗教はほとんど問題にならなかった⁴9。ただし第三共和政期にも理屈上は、たとえばイスラームという信仰それじたいが、市民権・参政権を拒否する制度的理由とされたわけではない。あくまで、信教による差別や特権を否定し全員が平等に同じ法を適用されるという、共和国の普遍性原理の帰結として、イスラーム法に服し属人的地位を維持する者は市民たりえないとされたのである。

共和国の市民という概念は、啓蒙思想に由来する、理性に基づく個人および集団の自治能力に対する信頼に基礎を置き、市民が教育・学習によって政治的能力を身につけることを重視する50。第三共和政はまさに普通選挙制度と義務教育を通して、市民としての国民統合を進めている最中であった。共和国の非宗教的教育により迷信や宗教的権威から解放され文明の恩恵に浴し、自立した個人として判断を下せる市民という国民概念が確立されていく。この政治的民主化の過程と並行する時期に制度化された、植民地の非市民の市民権取得が、属人的地位すなわち文化の放棄を条件としたことは、植民地の在来文化は市民権と相容れず対立するものだという捉え方を意味した51。「原住民」は、特殊な共同体への帰属に由来する属性を捨象することによって平等となる抽象的個人にはなり得ておらず、ゆえに公私の領域を分離できないとみなされることになった。

フランス法、とりわけ文明化した個人としての生活態度を象徴する民法52の 規範にしたがう市民だけが完全なフランス人であり、市民権こそ唯一の真正な 国籍だという意識が53、植民地との比較対照によって成立していく。あらゆる種類の発言や文書のなかに、フランス人と市民を等値し「原住民」と対置する用法が散見される。民法の規範に従わない「原住民」は完全なフランス人ではないという見方を端的に示すのが、彼らの市民権取得を帰化 (naturalisation) と呼ぶ慣行である。帰化とは外国籍者のフランス国籍取得を意味するのであり、もともとフランス国籍を持つはずの植民地の非市民にこの言葉を充てるのは、厳密にいえば誤用である。にもかかわらずこの用法が、その不適切さを意識す

る法学者を含めて慣例化したことは、「原住民」をフランス人とみなさない感覚を象徴的に表しているだろう。

しかも、「原住民」の「帰化」が、属人的地位を放棄し民法の規範にしたがうという意志の表明だけでは成り立たず、当局の認可を必要とし実際に行政府の裁量による却下が多かったことは、属人的地位という文化的属性は本人の意志のみによっては変更できないとする決定論的な捉え方を意味する。ここに、文化は選択も変更も不可能な本質的属性と位置づけられた意味で、遺伝と等値され「人種」に近づけられたと考えられる。実際問題として、市民と非市民の区別は肌の色にほぼ対応し、「原住民」はいとも簡単に、「白人」に対立する「有色人」に置き換えられていくのである54。

ただしそのような市民と非市民の区別は、もともとあった人種差別イデオロ ギーを実行に移したというよりは、急速に拡大した植民地の被征服者を統治す るために全住民に民法を適用することが技術的にも政治的にも不可能だったと いう、実務的必要性の側面が強かったと考えられる55。アルジェリアで[属人的 地位を維持したままの帰化」が認められなかったのは、政治および行政機構と 入植者層が、ヨーロッパ系市民の10倍の人口をもつムスリム「原住民」が参政 権を得て政治を動かす事態を恐れたからであった56。結局のところ、その著書が 19世紀末から戦間期にかけて繰り返し重版され法学生と法曹家の基本的参考書 となったジローが明言したように、非市民は、被征服者が被支配者かつ納税者 でしかない従属民として、固定されたものにほかならない。こしかしそのような 従属民の存在は、構成員の普遍的平等という共和国の理念とは相反する。そこ で持ち出されたのが、「原住民」が文明を習得すれば差別が解消されるという論 理であった。市民と非市民の差異は生物学的人種差別でなく、共和国の普遍主 義の表現である法の問題であり、かつ教育すなわち文明化による変更可能性が 留保されている。そのような差異は、人権宣言や民主主義の理想と共存しえる というわけだ。

フランス法の下に入るという意志のみによっては獲得されえない市民権は、生物学的人種ではなく政治的合意に基づく国籍=市民権という、フランス国籍概念の最大の特徴とされてきた原則に対する重要な反例を構成する。この原則を強調しつつフランス共和政を論じるに当たって政治哲学者ニコレは、「植民地征服を除いて」と一言記すに止まりそれ以上の展開をしていないが58、この留保にこそ、国民国家形成と帝国支配の拡大・強化が同時進行する過程で形成されていった、「フランス人」という国民意識の特徴が含まれるのではないだろうか。植民地における市民と非市民の区別に読み取れる「フランス人」と「原住民」との分断を、強化しようとする過程が進行したのと同じ19世紀末に、国民概念

の変容がおきたという指摘がなされている。すなわち、千年以上の歴史の共有によって徐々に育まれかつ共通の大地と結びついた共同体としてのフランス、というナショナル・アイデンティティが醸成された5%。そしてそうした歴史と大地を共有しない植民地「原住民」は、ネイションに含まれず、その文化は本質的にフランスのそれと異なるものとして意識されるようになった60。真の完全なフランス人である市民と、非市民との区別においては、植民地という出自そのものが、共和国の基本原理と異質な文化を刻印されているゆえに、フランスとは相容れないとみなされるようになったのである。

生物学的人種主義が人類社会のタブーと認知された後、文化を排除の理由とする「文化的人種主義」が「新しい人種主義」とも言われて今日注目されている。しかしこの種の人種主義が必ずしも昨今の新しい現象ではないことが、ここに浮かび上がってくるだろう⁶¹。

これに関連して、植民地における市民・非市民の区別とその強化が、支配者におけるヨーロッパという自己意識と強く結びついていたと考えられることも付言しておきたい。外国人を含む植民地在住者の取り扱いにおいて、ヨーロッパ人およびそれに準ずる者と、「原住民」およびそれに準ずる者という区別が設けられていた。法学者の叙述において、「市民」が「ヨーロッパ人」に置き換えられていく過程もみてとれる62。非市民である「原住民」が市民権取得を申請するために体得しているべき生活習慣はヨーロッパ式のそれであった。列強諸国が互いに抗争すると同時に帝国主義体制を維持すべく協力もするなかで、経済的・知的・政治的・道徳的に圧倒的優位に立つヨーロッパという感覚が定着し強化され、「フランス人」意識はヨーロッパという自己像と結びついた。「フランス」は国籍という意味で政治的指標であるのに対して、「ヨーロッパ」は出自に基づく「白人種」を包摂するより人種的指標だが63、しかし「ヨーロッパ」もまた、純粋に生物学的指標ではなく文化的指標でもあった。「ヨーロッパ文明」を体得したと認められたごく少数の「原住民」は、ヨーロッパ人と同等と認められ得たのである64。

注

- 1 本稿における植民地という語は、ヨーロッパ外の領土を集合的に表すために同時代にも歴史研究においても慣行的に用いられてきた colonies の意で使われ、特定しない場合にはアルジェリアも含む。
- 2 STOLER Ann Laura and COOPER Frederick, «Between Metropole and Colony: Rethinking a Research Agenda», COOPER Frederick and STOLER Ann Laura

フランス第三共和政期の植民地住民の法的地位に関する予備的考察

- (dir), Tensions of Empire: Colonial Cultures in a Bourgeois World, University of California Press, 1997, p.22; 木畑洋一「現代世界と帝国論」『歴史学研究』776号、2003年、4-5ページ。
- 3 SAADA Emmanuelle, «The Empire of Law: Dignity, Prestige and Domination in the "Colonial Situation"», French Politics, Culture and Society, 20-2, 2002, p.102.
- 4 サアダが2001年に社会科学高等学院 (École des hautes études en sciences sociales) に提出した博士論文は以下の形で刊行された。SAADA Emmanuelle, Les enfants de la colonie. Les métis de l'Empire français entre sujétion et citoyenneté, La Découverte, 2007.
- 5 SAADA, art. cit., p.102. とりわけ第一次世界大戦まで法学は重視され、大戦後は民族学の比重が相対的に上がった。以下も参照。WILDER Gary, *The French Imperial Nation-State: Negritude and Colonial Humanisme between the Two World Wars*, The University of Chicago Press, 2005, p.61.
- 6 植民地法教育の整備と発達については以下を参照。DISLÈRE Paul, «Préface», Répertoire pratique de la législation et de la jurisprudence coloniale formant les tables générales des années 1898-1910, Marchal et Godde, 1912, p.III; GIRAULT Arthur, Principes de colonisation et de législation coloniale. Intruduction, notions générales et première partie (4ème édition), Recueil Sirey, 1921, pp.IV-VI; GIRAULT Arthur, «Préface», SOLUS Henry, Traité de la condition des indigènes en droit privé, Recueil Sirey, 1927, pp. VII-XI.
- 7 とりわけ戦間期に国籍法と照らし合わせた関心が高まった。RUNNER Jean, Les Droits politiques des Indigènes des Colonies, Librairie Emile Larose, 1927, p.3; WERNER Auguste-Raynald, Essai sur la réglementation de la nationalité dans le droit colonial français, Imprimerie F. Boisseau, 1936, «Avant-Propos».
- 8 SAADA Emmanuelle, «Citoyens et sujets de l'Empire français: les usages du droit en situation coloniale», *Genèse*, no. 53, 2003, p.8.
- 9 SAADA, «The Empire of Law:…» art. cit., p.103.
- 10 ANGHIE Antony, «Finding the Peripheries: Sovereignty and Colonialism in Nineteenth-Century International Law», *Harvard International Law Journal*, vol. 40, no. 1, 1999.
- 11 SAADA, «Citoyens et sujets de l'Empire...» art. cit., p.9. 同様の問題関心から、人類学においても植民地時代の制度史や文書史料への関心が近年みられるようである。次を参照。栗本英世・井野瀬久美惠「序論―植民地経験の諸相」栗本英世・井野瀬久美惠編『植民地経験―人類学と歴史学からのアプローチ』人文書院、1999年、18-21ページ。
- 12 逆にフランス史のがわからも、同様の問題意識に基づいて植民地に目が向けられるようになった。たとえば国籍・ネイション概念の変遷を再検討した近年の代表的著作は、主要なテーマのひとつとして植民地とりわけアルジェリアを取り上げた。WEIL

- Patrick, Qu'est-ce qu'un Français? Histoire de la nationalité française depuis la Révolution. Gallimard. 2005.
- 13 BRUBAKER Rogers, Citizenship and Nationhood in France and Germany, Harvard University Press, 1992, p.7, p.35 (ロジャース・ブルーベイカー著 (佐藤成基・佐々木てる監訳)『フランスとドイツの国籍とネーション―国籍形成の比較歴史社会学』明石書店、2005年、24、65ページ).
- 14 WEIL, op. cit., p.37.
- 15 NICOLET Claude, «Citoyenneté française et citoyenneté romaine. Essai de mise en perspective», BERNSTEIN Serge et RUDELLE Odile (dir), Le Modèle républicain, PUF, 1992, p.27 (引用文中の () は原文にあるもの、[] は引用者による補遺、[…] は中略を意味する。以下本稿の引用文においても同様). 革命前の旧体制期にすでに、フランス人と市民を結び付ける考え方が広まっていた(Ibid.)。ナポレオンの治世下に1804年に発布された民法において、フランス人であることすなわち国籍は民事的権利 (droits civils. 所有権などの私法上の権利を意味する)と結び付けられた (WEIL, op. cit., p.52)。
- 16 NICOLET, art. cit, pp. 31-32, pp.39-40.
- 17 LEHNING James R., To Be a Citizen: The Political Culture of the Early French Third Republic, Cornell University Press, 2001; NICOLET Claude, L'Idee républicaine en France, Gallimard, 1982, p.167; ROSANVALLON Pierre, Le Sacre du citoyen: Histoire du suffrage universel en France, Gallimard, 1992 (surtout p.15, p. 19).
- 18 SCHNAPPER Dominique, Qu'est-ce que la citoyenneté?, Gallimard, 2000, pp. 141-142.
- 19 BRUBAKER, op. cit., pp.40-43 (訳書、73-78ページ).
- 20 BERNSTEIN Serge, «Les institutions républicaines au début du XXe siècle», BERNSTEIN Serge et RUDELLE Odile (dir), Le Modèle républicain, PUF, 1992, p.148. 第二帝政の選挙制度は官選候補者のみによるものであり自由な選挙ではなかったが、男子普通選挙という形式は、まさに国民投票によって大統領に選ばれたルイ・ナポレオンがクーデタを起こして創始した帝政の、正当性を担保した。
- 21 ROSANVALLON, op. cit., pp.422-423.
- 22 BALIBAR Etienne, «Sujet ou citoyen?», *Les temps modernes*, no. 452-453-454, 1984, p.1743.
- 23 BLÉVIS Laure, «Les avatards de la citoyenneté en Algérie coloniale ou les paradoxes d'une catégorisation», Droit et Société, no. 48, 2001, p.559; ROSANVALLON, op. cit.; SCHNAPPER Dominique, La communauté des citoyens, Gallimard, 1994.
- 24 ただしあくまで原則で、実際には多くの植民地で集会や結社の自由、国政議会議席が 認められていなかったことをはじめとして、本国と同じ権利を行使したわけではな

- v. Cf, LAMPUÉ Laurent et ROLLAND Louis, *Précis de législation coloniale* (2 ème édition), Dalloz, 1936, pp.204-205.
- 25 DARESTE Pierre (dir), Traité de droit colonial, tome II, SN, 1932, p.365, p.514; GIRAULT Arthur, Principes de colonisation et de législation coloniale, tome I, Deuxième partie, Les colonies françaises depuis 1815 (4ème édition), Recueil Sirey, 1922, p.619.
- 26 ROSANVALLON, op. cit., pp. 423-424. 言うまでもなく、この共和国の原則に対するいまひとつの重大な例外が女性であった。第三共和政を通じて女性参政権は認められず、その実現は第二次世界大戦を経た1945年のことにすぎなかった。共和国の「二級国民」としての女性と植民地という問題については、ジェンダーと人種のパラレルな関係という視点からの検討が進められている。Cf, COOPER and STOLER, art. cit; STOLER Ann Laura, Carnal Knowledge and Imperial Power, University of California Press, 2002.
- 27 WERNER, op. cit., p.14.
- 28 WILDER, op. cit.
- 29 LAMPUÉ et ROLLAND, *op. cit.*, p.242; SAADA, «The Empire of Law…» art. cit., p.107.
- 30 FOIGNET René, Manuel élémentaire de législation coloniale, Arthur Rousseau, 1925, pp.144-148; LAMPUÉ et ROLLAND, op. cit., pp.212-216; SOLUS, op. cit, pp.145-159; VALENSKY Chantal, «Soldats malgaches et culture française (fin du XIXe siècle-première moitié du XXe siècle)», Revue française d'histoire d'outre-mer, tome 84, no. 315, 1997, p.77; WERNER, op. cit., pp.30-34.
- 31 「原住民」人口は第二次世界大戦前におよそ6600万程度とみられ、その時期までに数千件という規模。
- 32 BLEVIS Laure, «La citoyenneté française au miroir de la colonisation: étude des demandes de naturalisation des "sujets français" en Algérie coloniale», *Genèse*, no. 53, 2003, pp.37-42; SAADA Emmanuelle, «Un racisme de l'expansion. Les discriminations raciales au regard des situations coloniales», FASSIN Didier et FASSIN Eric (dir), *De la question sociale à la question raciale ? Représenter la société française*, La Découverte, 2006, p.69; VALENSKY, art. cit., p.78; WILDER, *op. cit.*, pp.131-132.
- 33 Cf, LAMPUÉ et ROLLAND, op. cit., p.205.
- 34 FOGARTY Richard and OSBORNE Michael A., «Constructions and Functions of Race in French Military Medicine, 1830-1920», STOVALL and PEABODY (ed), *The Color of Liberty: History of Race in France*, Duke University Press, 2003, pp.206-236. こうした人種観の歴史的前提として、フランスの「生まれ」「血筋」に関する考え方において、官職購入によって称号を得た成り上がり貴族も三代ないし四代を経れば貴族としての属性を身につけたものと認められた、ということが指摘さ

- れている。BOULLE Pierre, «La construction du concept de race dans la France d'ancien régime», Revue française d'histoire d'outre-mer, tome 89, no. 336-337, 2002, p.159.
- 35 BLEVIS, «La citoyenneté française au miroir de la colonisation...» art. cit., pp. 29-31; ROSANVALLON, *op. cit.*, p.422.
- 36 WILDER, op. cit., pp.118-145 (especially pp.125-127).
- 37 本国と同じ市町村制が適用された都市。第三共和政期の大部分を通じて、サンルイ、 ゴレ、リュフィスク、ダカールの4都市であった。
- 38 DISLÈRE Paul, *Traité de législation coloniale*, Paul Dupont, 1914, pp.338-340; DARESTE, *op. cit.*, tome1, pp.365-366; WERNER, *op. cit.*, pp.22-25.
- 39 浜忠雄『カリブからの問い』岩波書店、2003年、72ページ。
- 40 GIRAULT, op. cit, pp.616-617; SOLUS, op. cit., pp.15-21; WERNER, op. cit., pp. 21-24. この法は、征服戦争が進行中だったアルジェリアには適用されなかった。また七月王政は財産規定による制限選挙制度だったので、この法が適用された植民地でもすべての有色自由人が参政権を得たわけではなく、大土地所有者が多かった白人の政治的優位は揺るがなかった。GIRAULT, op. cit., tome I, p.616.
- 41 SOLUS, op. cit., p.16; WERNER, op. cit., p.22.
- 42 ロザンバロンによれば第二共和政の普通選挙制度は、プロレタリアートを排除しない「社会的一体性の聖別式」、包摂の典礼という意味を帯びていた。ROSANVALLON, op. cit., pp.284-286. この時あらたに選挙権を得た無産者の多くは文盲で文明の習得からは遠い状態にあったが、にもかかわらず彼らが選挙権を得たことこそが画期的であった。VIVIER Nadine (dir), Dictionnaire de la France du XIX e siècle, Hachette, 2002, p.245.
- 43 DARESTE, op. cit., p.515; DARESTE Pierre, «Le droit colonial électoral des indigènes du Sénégal», Recueil de législation, de doctrine et de jurisprudence coloniales, 1910, Docrtine, p.9; DESCHAMPS Damien, «Une citoyenneté différée: cens civique et assimilation des indigènes dans les Etablissements français de l'Inde», Revue française de science politique, vol. 47, no. 1, 1997, p.49. インドにおいては、1819年1月6日の総督による布告(arrêté du gouverneur des Etablissements de l'Inde)ならびに同日の王令(ordonnace royale)が、ヒンドゥおよびイスラームの慣習の維持を承認していた。古来の社会制度や宗教を尊重するという方針は、第三共和政期の判例および議会によっても確認された。DISLÈRE, op. cit., p.237; DESCHAMP, art. cit., p.49; GIRAULT, op. cit., tome I, p.527; LAMPUÉ et ROLLAND, op. cit., p.212; WERNER, op. cit., p.111.
- 44 DARESTE, op. cit., p.515-516; ROSANVALLON, op. cit., pp.433-434.
- 45 ANTONELLI Etienne, Manuel de législation coloniale, PUF, 1925, p.155: COCQUERY-VIDROVITCH Catherine, «Nationalité et citoyenneté en Afrique occidentale française: originaires et citoyens dans le Sénégal colonial», Journal

- of African History, no. 42, 2001, pp.289-294; DARESTE, art. cit.; DISLÈRE, op. cit., pp.414-415; GIRAULT, op. cit., tome I, p.622; LAMPUÉ et ROLLAND, op. cit., p.208; MICHEL Marc, «Citoyenneté et service militaire dans les quatre Communes du Sénégal au cours de la Première Guerre mondiale», Perspectives nouvelles sur le passé de l'Afrique noire et de Madagascar. Mélanges offerts à Hubert Deschamps, Publication de la Sorbonne, 1974, pp.300-301; SOLUS, op. cit., p.18.
- 46 JOHNSON Wesley G., The Emergence of Black Politics in Senegal, Stanford University Press, 1971, pp.79-85; WERNER, op cit., p.112; WILDER, op. cit., p. 129.
- 47 ANTONELLI, *op. cit.*, p.214; DARESTE, *op. cit.*, pp.518-519.; LAMPUÉ et ROLLAND, *op. cit.*, p.208; MICHEL, art. cit.; SOLUS, *op. cit.*, pp.24-31; 加茂省 三「アルベール・サローによるフランスの対西アフリカ植民地政策とブレイズ・ディアニュ」『法学政治学論究』 35号、1997年、260-261ページ。
- 48 以上アルジェリアの状況については次を参照。WEIL, op. cit., pp.337-368; WEIL Patrick, «Le statut des musulmans en Algérie coloniale: Une nationalité française dénaturée», Association française pour l'histoire de la justice, La justice en Algérie 1830-1962, La Documentation française, 2005, pp.95-109.
- 49 ROSANVALLON, op. cit., p.433.
- 50 LABORDE Cécile, «La Citoyenneté», DUCLERT Vincent et PROCHASSON Christophe (dir), *Dictionnaire critique de la République*, Flammarion, 2002, pp. 116-117.
- 51 WILDER, op. cit., pp.130-133, p.143.
- 52 BLEVIS Laure, «Droit colonial algérien de la citoyenneté: conciliation illusoire entre des principes republicains et une logique d'occupation coloniale (1865-1947)», *La guerre d'Algérie au miroir des décolonisations (Actes du colloque)*, Société française d'histoire d'outre-mer, 2000, pp.100-101.
- 53 WERNER, op. cit., p.12; WILDER, op. cit., p.135.
- 54 そうした感覚ゆえの、アンティルの「有色人」も「原住民」に含めるという誤解(曲解?)もみられる。アンティルの「原住民」は征服初期にほぼ絶滅し、その後導入されたアフリカ出身奴隷の子孫がアンティルの「有色人」の大部分を構成していた。Cf, FOIGNET, op. cit., p.43.
- 55 SAADA, «Citoyenneté et sujets de l'Empire français…» art. cit., p.13, p.18; WERNER, op. cit., pp.11-14. サアダは植民地における法的差別が歴史的・実務的な理由によるものであり、ゆえに各現場での対応に起因するバリエーションが大きいという点を強調し、通時的で一枚岩的な人種主義が植民地時代と今日の「移民問題」とを貫いているという見方を批判する。SAADA, «Un racisme de l'expansion…» art. cit.

松沼美穂

- 56 BLEVIS, «La citoyenneté française au miroir de la colonisation...» art. cit., p.44.
- 57 GIRAULT, op. cit., p.619.
- 58 NICOLET, op. cit., pp.31-32, p.40.
- 59 NOIRIEL Gérard, *Population, immigration et identité nationale en France XIX^e-XX^e siècle,* Hachette, 1992, pp.22–28.
- 60 RUNNER, op. cit., p.34.
- 61 FASSIN Eric, «La Démocratie sexuelle et le conflit des civilisations», *Multitudes*, no. 26, 2006, p.129; STOLER, *op. cit.*, p.17.
- 62 ANTONELLI, op. cit., p.256.
- 63 Ex. STOLER, op. cit., p.64.
- 64 LAMPUÉ et ROLLAND, op. cit., p.206; STOLER, op. cit.